平成２３年（フ）第７６６号
大阪府泉佐野市新安松２丁目２番３―201号、前住所大阪府泉佐野市鶴原1576番地の７
債務者　金城　裕一
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７６７号
大阪府阪南市鳥取中601番地の３
債務者　中村　哲也
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７７３号
大阪府岸和田市南上町２丁目28番13号ハイネスＵ102号
債務者　嶋村佐喜子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７７４号
大阪府泉佐野市湊４丁目２番５号奥野マンション303
債務者　奥野　友香（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
香川県高松市香西本町155番地５　川田マンション202号室
債務者　吉川　政志
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７９号
福岡県大牟田市中白川町３丁目220番地　白川市営住宅86号
債務者　釘﨑　勇次
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４４８号
長崎県長崎市淵町17番13号、旧住所長崎県長崎市梁川町８番19―106号
債務者　元田　　光
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
山口県周南市大字須々万奥1013番地の２
債務者　野村　道明
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第４４２号
高知県香南市吉川町吉原2886番地２　市営住宅174号
債務者　中内　希和
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３１号
沖縄県那覇市牧志３丁目21番29号喜美子アパート105、住民票上の住所沖縄県那覇市牧志３丁目21番29号喜納アパート105
債務者　石川　芳枝
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３８６号
沖縄県那覇市久米２丁目23番21号シャトー久米２―Ｄ
債務者　幸地由加子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３９９号
沖縄県豊見城市字真玉橋238番地２コーポ国吉302号
債務者　前泊　弘幸
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４１２号
沖縄県那覇市字国場1170番地７シヤレール金城207
債務者　前西原　巖
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４１６号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷612番地の１とうそえＤＥＮＧ202
債務者　我那覇敦子（旧姓粟国）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２１４０号
愛知県春日井市桃山町5187番地１
債務者　寺本　萬理
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２２１号
愛知県知多市新舞子字西畑ケ１番地の１　サン・ロアール101
債務者　鈴木　紀雄
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２２２号
名古屋市千種区内山２丁目７―１　ＴＯＫＩビル701―３階302号室、住民票上の住所名古屋市北区東味鋺２丁目827番地の１
債務者　浅野　美穂
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部